利用料金(入所施設利用の場合)

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1)介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち、9割が介護給付費の支給対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額と言います)。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害 福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は次のとおりです。

★介護給付費対象サービス(施設入所支援)

障害支援区分	1, 2	3	4	5	6
サービス利用単位	168単位	231単位	305単位	378単位	447単位
夜間職員配置体制加算	58単位		栄養マネジメント加算	12単位	
入院外泊加算(I)	309単位		入院外泊加算(Ⅱ)	184単位	
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×0.159		通院支援加算	17単位	
重度障害者支援加算Ⅱ	360単位		重度障害者支援加算Ⅲ	180単位	

- ※各障害支援区分に応じた利用料金に各加算を加えた料金となります。
- ※外泊をされた場合は「入院外泊加算(I)」がかかります。また、連続して9日以上休まれた場合には9日~ 82日目まで、「入院外泊加算(II)」がかかります。
- ※通院支援加算は入所者に対し施設職員が通院支援を行った場合月2回まで算定します。
- ※重度支援加算Ⅱ・Ⅲは強度行動障害基礎研修者を職員の20%以上を配置し、重度支援加算Ⅱ及びⅢの対象者に支援を行った日に限り算定します。(重度支援加算Ⅱは算定開始から180日まで+500単位、重度支援加算Ⅲは算定開始から180日間+400単位を算定します)
- ※利用料金は月合計単位数×10.20で計算します。
- ※この表は主なサービスについて記載しています。その他介護給付費として算定できる基準を満たしている場合には算定します。

★介護給付費対象サービス(生活介護)

1, 2	3	4	5	6
172単位	190単位	213単位	308単位	416単位
214単位	236単位	266単位	384単位	520単位
257単位	284単位	318単位	460単位	624単位
299単位	331単位	371単位	538単位	728単位
414単位	458単位	514単位	748単位	1012単位
427単位	471単位	528単位	769単位	1040単位
485単位	530単位	588単位	828単位	1100単位
21単位		人員配置体制加算(I)	254単位	(1.5:1)
94単位		人員配置体制加算(Ⅱ)	205単位	(1.7:1)
30単位		人員配置体制加算(皿)	131単位	(2:1)
合計単位数×0.	. 101	食事提供体制加算	30単位	
		常勤看護職員配置加算	11単位	
	172単位 214単位 257単位 299単位 414単位 427単位 485単位 21単位 94単位 30単位	172単位 190単位 214単位 236単位 257単位 284単位 299単位 331単位 414単位 458単位 427単位 471単位 485単位 530単位 21単位 94単位	172単位 190単位 213単位 214単位 236単位 266単位 257単位 284単位 318単位 299単位 331単位 371単位 414単位 458単位 514単位 427単位 471単位 528単位 485単位 530単位 588単位 21単位 人員配置体制加算(I) 94単位 人員配置体制加算(II) 30単位 人員配置体制加算(II) 6計単位数×0.101 食事提供体制加算	172単位

- ※各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。
- ※福祉専門職配置加算については、基準を満たしているので算定しています。
- ※人員配置体制加算 I · II · IIIについては、前年度の利用率から算出した基準を満たした場合に対象の加算を算定します。
- ※利用料金は月合計単位数に対して1単位あたり10.18円を乗じた金額(端数切り捨て)となります。

※上記の表は主なサービスについて記載しております。その他、介護給付費として算定できる基準を満たしている 場合は算定します。

(2)介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます

_	STOY ENTER COMMETMITE CONTROL OF				
	食費にかかる 自己負担額	1,730円	・日額(内訳:朝410円 昼夕各660円)※日額単位での請求となります。		
	光熱費にかかる 自己負担額	6,000円	一月につき		

利用料金(通所利用の場合)

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1)介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち、9割が介護給付費の支給対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額と言います)。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は次のとおりです。

★介護給付費対象サービス(生活介護)

しょうがしえん くぶん 障害支援区分	1, 2	3	4	5	6
サービス利用単位(3時間未満)	172単位	190単位	213単位	308単位	416単位
(3~4時間未満)	214単位	236単位	266単位	384単位	520単位
(4~5時間未満)	257単位	284単位	318単位	460単位	624単位
(5~6時間未満)	299単位	331単位	371単位	538単位	728単位
(6~7時間未満)	414単位	458単位	514単位	748単位	1012単位
(7~8時間未満)	427単位	471単位	528単位	769単位	1040単位
(8~9時間未満)	485単位	530単位	588単位	828単位	1100単位
福祉専門職配置加算 I +III	21単位		人員配置体制加算(I)	254単位	(1.5:1)
欠席時対応加算	94単位		人員配置体制加算(Ⅱ)	205単位	(1.7:1)
初期加算	30単位		人員配置体制加算(皿)	131単位	(2:1)
重度障害者支援加算Ⅱ	360単位		食事提供体制加算	30単位	
重度障害者支援加算Ⅲ	180単位		常勤看護職員配置加算	11単位	
			福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×0.	101

- ※各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。
- ※福祉専門職配置加算については、基準を満たしているので算定しています。
- ※人員配置体制加算 I · II · II については、前年度の利用率から算出した基準を満たした場合に対象の加算を算定します。
- ※重度支援加算Ⅱ・Ⅲは強度行動障害基礎研修者を職員の20%以上を配置し、重度支援加算Ⅱ及びⅢの対象者に支援を行った日に限り算定します。(重度支援加算Ⅱは算定開始から180日まで+500単位、重度支援加算Ⅲは算定開始から180日間+400単位を算定します)
- ※利用料金は月合計単位数に対して1単位あたり10.18円を乗じた金額(端数切り捨て)となります。
- ※上記の表は主なサービスについて記載しております。その他、介護給付費として算定できる基準を満たしている場合は算定します。

(2)介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます

食費にかかる 自己負担額	660円	※日額単位での請求となります。
-----------------	------	-----------------

利用料金(短期入所利用の場合)

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1)介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち、9割が

介護給付費の支給対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)

場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担

または利用者負担額と言います)。 なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害 福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は次のとおりです。

〇18歳以上

障害支援区分	1, 2	3	4	5	6
サービス利用単位(I)	509単位	583単位	648単位	784単位	923単位
サービス利用単位(Ⅱ)	173単位	240単位	318単位	527単位	602単位

〇18歳未満

障害支援区分	1	2	3	
サービス利用単位(I)	509単位	615単位	784単位	
サービス利用単位(Ⅱ)	173単位	279単位	527単位	
短期利用加算	30単位		食事提供体制加算	48単位
地域生活拠点の場合			福祉・介護 職員等処遇改善 加算 (I)	合計単位数×0. 159
栄養士加算(I)	22単位			

- ※各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。
- ※短期入所においては地域生活拠点の認定を受けているため、基本単価に合わせ利用一日目に地域

生活拠点である場合の加算を算定します。

- ※栄養士配置加算、食事提供体制加算については、基準を満たしているので算定しています。
- ※利用料金は月合計単位数に対して1単位あたり10.18円を乗じた金額(端数切り捨て)となります。
- ※上記の表は主なサービスについて記載しております。その他、介護給付費として算定できる基準を満たしている場合は算定します。

(2)介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます

食費にかかる 自己負担額	1,730円	・日額(内訳:朝410円 昼夕各660円)※日額単位での請求となります。
光熱費にかかる 自己負担額	200円	一日につき

○各利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までにお申し出ください。

お申し出がない場合には、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費・おやつの実費相当額) ・朝食308円 昼食・夕食462円 おやつ93円